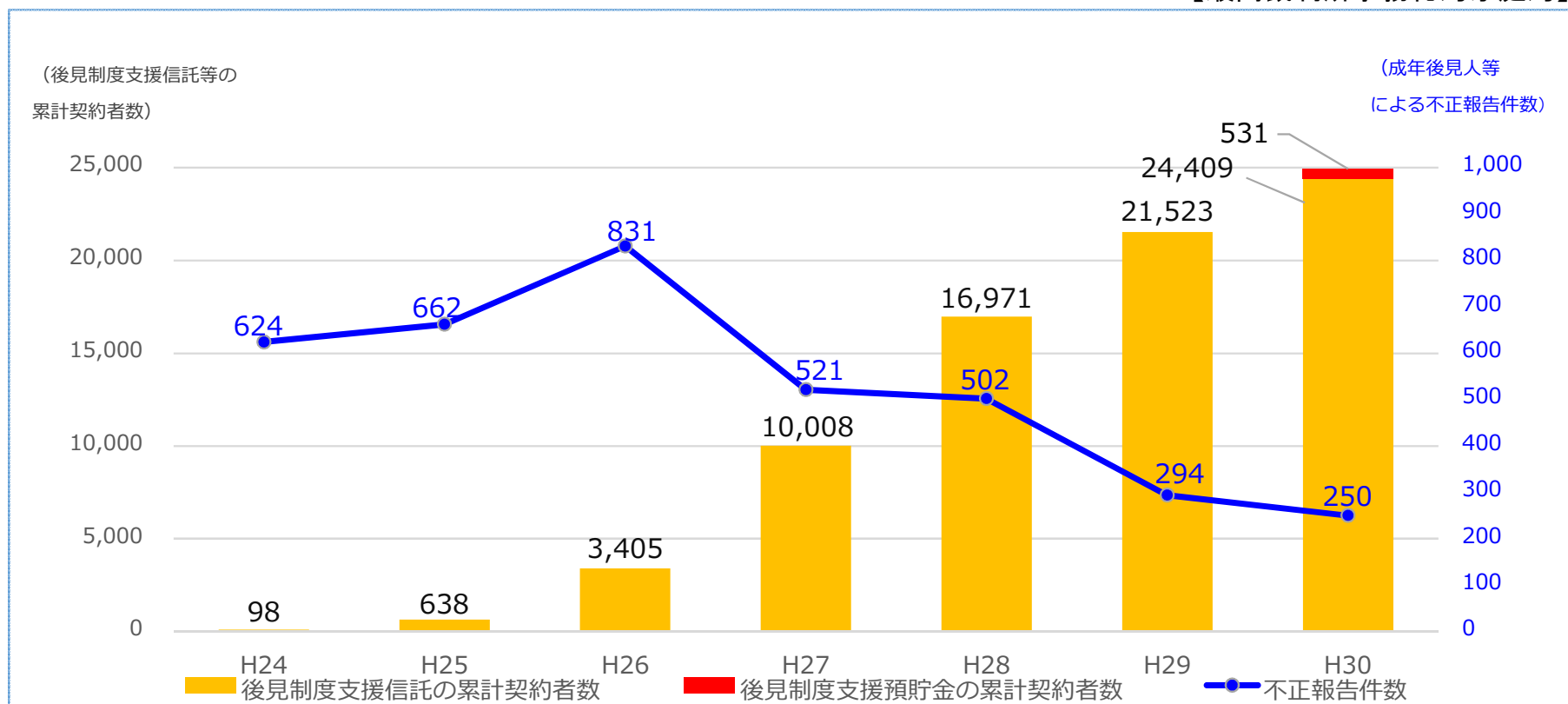


成年後見人等による不正報告件数^{※1}及び後見制度支援信託等の累計契約者数^{※2}について

【最高裁判所事務総局家庭局】



※1 「成年後見人等による不正報告件数」について

- 各年における数値は、その年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして最高裁判所に報告された事件数であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。
- 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

※2 「後見制度支援信託等の累計契約者数」について

- 各年における数値は、平成24年2月以降、毎年12月末日までに後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の契約をした成年被後見人及び未成年被後見人の数を累計した数値である。なお、後見制度支援預貯金に関する契約者数の調査は、平成30年1月から開始した。

※ 数値はいずれも最高裁判所事務総局家庭局が行った実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。